

養ほう振興法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十八号

養ほう振興法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を

改正する規則

(養ほう振興法施行細則の一部改正)

第一条 養ほう振興法施行細則(昭和三十一年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第二条の見出しを「(蜜蜂の飼育の届出)」に改め、同条第一項中「第三条第一項」の下に「本文」を加え、「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第三条の見出し中「養ほう」を「養蜂」に改め、同条中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第四条中「き損」を「毀損」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(職員の身分を示す証明書)

第六条 法第九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第七号による。別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

(用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。)

蜜 蜂 飼 育 届 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住 所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 印

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり蜜蜂飼育届をします。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年度蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大蜂群数	飼 育 期 間	備 考
		1月1日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 12月31日まで	

- 注意
- (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
 - (2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
 - (3) ニホンミツバチを飼育する場合は、備考欄にその旨を記入すること。

広島県知事 殿 広島県知事様

郵便番号
住所
氏名又は名称及び代表者氏名

郵便番号
住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

「養ほう振興法第3条第1項の規定による届出事項を
次のとおり変更したので同法同条第2項の規定によ
り届出ます。」

「養蜂振興法第3条第1項の規定による届出事項を
次のとおり変更したので同条第3項の規定により
届出ます。」

氏名又は名称及び代表者氏名 印 「蜜峰転飼許可申請書」

広島県知事 殿 広島県知事様

郵便番号
現住所
通信連絡場所
氏名又は名称及び代表者氏名

郵便番号
住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

「次のとおり転飼したいので許可願いたく養ほう振興
法第4条第1項の規定により申請します。」

「次のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法
第4条第1項の規定により申請します。」

「ほう
群数」 や 「蜂群
数」 じぎふん。

民記養名録印の中 「殿」 や 「様」 じぎふん。

「 私の管理する土地をみつばち転飼のため次のとおり使用することを承諾いたします。 」 や

「 私の管理する土地を蜜蜂転飼のため次のとおり使用することを承諾いたします。 」 じぎふん。

民記養名録印の中 「みつばち転飼許可証再交付申請書」 や

「蜜蜂転飼許可証再交付申請書」 じぎふん。 「広島県知事 殿」 や

「広島県知事様」 じぎふん。

「郵便番号

住 所

転飼場所

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者氏名 印」

「郵便番号

住 所

転飼場所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名 印」

「 みつばち転飼許可証を じぎふん。 亡失 したので再交付願いたく や
養ほう振興法施行細則第4条の規定により申請します。 」

「 蜜蜂転飼許可証を じぎふん。 亡失 したので再交付願いたく や
養ほう振興法施行細則第4条の規定により申請します。 」 じぎふん。

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号 (第6条関係)

(表面)

身 分 証 明 書	第 号
写 真	
職名 氏名	年 月 日生
平成 年 月 日	印
広島県知事	

上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

8.5センチメートル

6センチメートル

(裏面)

養蜂振興法抜粋

(報告及び立入調査)

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七号を次のように改める。

七 養蜂振興法(昭和三十年法律第百八十号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第三条第一項及び第三項の規定による蜜蜂の飼育の届出の受付

(二) 第九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。